

Title	聖徳太子憲法と法王帝説の研究(會田範治著, 山喜房發行)
Sub Title	
Author	山本, 光郎(Yamamoto, Mitsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.156(688)- 158(690)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0156

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を解かれてゐる。

最後に著者は、上記の場合に比して、斯の如き反省の、神觀そのものに於いての發生、換言すれば、神の道德化若くは合理化の傾向がおのづから發達したものであると考へられるといふことを諸神が自然神たる性質のうちに、國家的もしくは民族的祖神たる性質を強めて來たことに求め、神性の内容に對する反省の痕跡を記紀に認められる。應神記に於ける秋山之下冰壯夫、春山之霞壯夫兄弟の伊豆志袁登賣を争うた傳説にうれづく物の償の約を果さなかつた兄を非難した母なる人の言として、「我御世の事よくこそ神習はめ、うつしき青人草習へやその物償はぬ」とあるのは、偽り多き人に對して神の眞實性を認め、この意味で神を模範とするべきことを言つたものであり、日本紀仁德卷には、河内連衫子が匏を河中に投じ、その沈まない故を以て、贊を求める河神の眞神にあらで偽神なることを斷じた「所謂因衫子之幹身非亡耳」の物語等は何れも神の合理性を要求し、また期した思想であると断定せられ、吾人の考察はおのづから第三期に及んだ。しかも大化改新運動（その豫備時代たる推古期をもこめて）から奈良朝に至る撰史時代を主題として、全汎的觀察を試み、古代人の道德意識の成績を考へ、隨つて上記の如き反省の史的意義を明らかにすることとは、上古道徳史の前論たる本論文の任務でない。

筆者は今や忠實に、その紹介を終へたと信ずる。

一介の貧書生、淺薄なる一讀書子をして、その頭腦の細緻、眼識の透徹、判断の明快、論理の妥當等々を直覺せしめたこと、そのこ

ここそ眞に著者村岡典嗣氏の思想史家としての偉大さを裏書きするものでなければならない。

筆者は、遙に奥は仙臺、森の都に在す著者の御健在を祈ると共に、著者がはしがきに述べられた、所收の補正、改訂、重複の整理を取てせられなかつた所以のもの、即ちその公表に於て、それらが譲渡されるであらうところの日本思想史の概論的著述、に迄の時間的経過にあきあきさせられることを悲しむものである。（菊判、本文五〇一頁、附錄、索引、發表年次及掲載誌名、圖版三葉附、定價五圓）（淺子勝二郎）

聖德太子憲法と法王帝說の研究

（山喜房範治著）

日本上代の文献文化史上の唯一の貢献者たる大恩人は申すまでもなく聖德太子である。兎に角今日吾が國に傳はれる最古の文献は悉く太子御自身で作であるか、又は太子を中心として成れるものであることは不思議なる因縁である。例へば釋日本紀に引用されたる伊豫風土記にある伊豫道後温泉碑文の如きは、吾が國の最古の金石文として知られるもので、これ實に推古天皇の四年に太子が伊豫の道後温泉に行啓した際の紀念であり、又法隆寺金堂の藥師三尊像光背銘、及同寺金堂の釋迦三尊像光背銘も同じく又太子に關係せるものである。即ち前者は推古天皇十五年に太子の父君たる用明天皇の御誓願に基いて推古天皇と太子が建造して、法隆寺に安置したるもので、これ實に同年の法隆寺建立の緣由である。而して後者は推古天皇三十一年に太子及び太子の母君と、太

子の妃の爲めに太子の御子山背大兄王の命により彼の有名なる鳥佛師の手になれるものである。就中推古天皇の十二年太子親ら御定めになつた十七條憲法に至つては、唯に吾國の最古の文献としてのみならず日本の思想史上特筆大書すべき大文章であつて、その思想内容の深遠高邁なることに於て、その行文の品格に於て千古不磨の眞理を包含し、萬世不朽の大經典たるべきもので、實に憲法の名に背かざるものである。

本書は太子の精神と業績とを知り、且つ推古朝に於ける文化と史實とを理解せんが爲に、先づ第一部聖德太子憲法の研究とし、第一章序説に於ては、吾が國に於ける一般文化開發者として、又精神文化創始者としての太子の功績を概説し、就中太子の十七條憲法の不朽の大典たる價値を有することを提倡し、二章各條の解説に於ては、本文の圖説と原文とを對照して、主として著者一個の私見を以て論證的に解釋し、太子を以て佛教偏重論者と爲す從來の國學者、漢學者流の非難等に對して、一應の辯護反駁を試みてゐる。併し兎に角神祇の事に就ては十七條中何等規定してゐないのみならず、太子の中心思想を形成してゐると思はるゝ佛教精神が第一條、第二條に於て強く反映してゐる以上著者自身を太子の佛教偏重論たる理由を否認し難いことを認めてゐられる。三章結論に於ては、最後に十七條憲法の要領を概説して、憲法の精神を發揚することに努め、十七條憲法が主として内面的規律を目的としたといふ理由を以て、此は法律でなく、單なる道徳的訓戒に過ぎないとする多くの議論には首肯し難いといはれ、十七條憲法が教化法の形を取つたのは却つて東洋法制の特色を發揮する所以で

あるまいかと述べられてゐる。著者は明かに十七條憲法は、吾が國最初の成文法なることを指摘し、序言に於て太子の十七條憲法は、法の精神を確定すると共に、政治の要道、社會民人の歸趣を明かにしたる根本經典であると言つておられる。而して終りに太子の憲法の影響する所を述べて第二條の規定たる「三寶歸依の精神」は佛教の興隆となり、延いては本地垂跡説の遠因をなし、第三條の「君は之を天さし、臣は之を地さす」及び第十二條の「國に二君なく、民に兩主なし」等の規定は君主と臣民及び領土との關係を規定し、君臣上下の國體觀念を明確に自覺せしめたると同時に、氏族制度に一大變改を與へ、遂に大化革新の促進動機となり、土地國有、四民平等の思想を喚起するに至つたと述べてゐる。殊に十七條憲法の最後の「大事は獨斷すべからず、必ず衆と與に論すべし」の規定の如きは、吾が國の憲法思想史上特に注想すべきものである。思ふに、聖德太子の十七條憲法が、吾が國の思想史上に占むる地位は西歐の憲政思想史上に於ける英國の大憲章の地位にも類似してゐる。但し後者が西紀一二一五年即ち、吾が鎌倉時代前期頃の起原のものであり、前者よりも後るところ凡そ六百年餘なるを如何せんやである。

更に本書の第二部に於ては、法王帝説の詳註として、太子の事歴を記録したる古書にして、古くより法隆寺の學僧間に傳はれる佛教徒側の所傳として日本書紀、古事記と其の史的價値を等しくするこ一般定説のある上宮聖德法王帝説の周密なる註解を附加された。而して著者はこの難解にして一般の人々に親しみ難い原文を悉く假名交りの近代文に譯し、且つこれを巧みに分解して、それ

ふ適當なる標題の下に章節を分つて、詳細なる註解を施して、太子御一代の事歴と御事業を極めて親しみ易く吾人の前に提供されたことは、太子研究者のみならず一般國史研究家にとりて何よりも感謝である。

終りに方つて本書讀者の一人たる自分の紹介の餘りに簡略になつて、十分本書の内容に觸れ得なかつたことを深く御詫びする。

(山本光郎)

民俗學の話 (ベヤリング・グワルド著)

今泉忠 義譯

英國の民俗學者にしてまた僧侶であつたベヤリング・グワルド (一八三四—一九一四) の A book of folklore の譯である。國文學に造詣深い譯者のこなれて譯文頗る流暢、少しも澁滯を感じない、美むべき才筆である。内容は著者が坊さんであるせいか、「たまし」「生れがはり」「古代の神々」「くけにく」「死」「つきがみ」、「禦腰」、「寸法師」、「出産と結婚」といふ風に少し陰氣くさく主として祖先の持つてゐた宗教的信仰の遺存をごく解りよい文章で説明して呉れてゐる。考古學にも趣味をもつてゐるを見へ、先づはしがきに古代人の遺物を含んだ他層を時代によつて別々に分けて以て來つた原層に従つて分類しなければならぬと説いてゐる。自分は英國の古代史に聞いが、著者の人種觀には幾分の偏見がつき纏ふてゐるやうに見へる。例へば「靈魂が動物の姿を假りる」と考へは、明らかにアリヤン民族の將來したところであります。

この思想は婆羅門哲學の根柢を爲してゐるを申しても、過言ではありますまい。ケルト民族ついでチウトン民族が東洋からかうじた輪廻の思想を運んで參りました(四一頁)といひ、此重大な問題を輕く斷定し去つてゐるがこれは前代の民俗學者の印度尊重説にわづらはされてをりはしないか。著者の云ふ様にアリヤン民族と先住民の土俗の差がそれほど明かに區別せられるだらうか(例へば七七頁参照)少しく疑はざるを得ない。著者は一二二頁に「歐洲で行はれた人身御供は、ケルト族やチウトン族が、開化の程度の低い先住民族の宗教的儀式と習合したものだらうと思ひます」と云つてゐるが、これではあまりにアリヤン民族を優越せる高尙の人種と信じきつてゐる傾きがある。「私の近所に全く型貌を異にした者が、二人住まつて居ります。一人は、頬骨が高く皮膚は薄黒く髪は黒く精力絶倫で自他の觀念に乏しく、あらゆる方法を以て金を儲けることに没頭してゐると言つた様な男、今一人は髪は美しく皮膚は白く、爲事は遅いけれども着實で一口で言ふなら尊敬すべき男として、前の男などとはとても比較にならないのであります」(四頁)と云ひ、後者は著者に従へばアリヤン系の移住民だと言ふ。これはあまりにアングロサクソン流の唯我獨尊的考へではなからうか。こういふ近代の學問が大分訂正した若干の箇所を除いてはベヤリング・グワルドの著書は、平易に民俗學の緒をしめた點に於て好個の小著である。讀者は一二三頁にいつと云ふ最近流行の語が、遊戲において最も人の好まない役に當つた子供を呼ぶため使用されてゐるのを發見しやう。小人と鍛冶屋の關係も詳細に述べられてゐる(一一一—一五五)。讀者は至る所日本の土